佐渡クリーンセンター等
長期包括運営管理委託事業

募　集　要　項

平成 26 年 3 月

佐　渡　市

目　　次

第１　公告日 ・・・

本書は、佐渡クリーンセンター等長期包括運営管理委託事業（以下「本事業」という。)を実施する民間事業者を公募型プロポーザルにより選定するに当たり適用されるものであり、本事業に係る公募の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、実施方針及び募集要項、要求水準書、様式集、優先交渉権者選定基準書、基本協定書(案)（以下「募集要項等」という。）によるものとする。

本事業に係る公募に参加することを希望する者は、募集要項等に記載された民間事業者の役割を十分理解した上で､募集要項等に沿って､本事業の目的に合った条件で、応募書類等の作成を行うものとする。

第１　公 告 日

平成 26 年 3 月 3 日

第２　発 注 者

佐渡市長　　甲斐　元也

第３　担当部局等

１　担当部局及びその連絡先

本募集において、募集手続きを担当する部局（以下「担当部局」という。）は次のとおりとする。

佐渡市役所　環境対策課
住所：〒952-1292　新潟県佐渡市千種 232 番地
電話：0259-63-3113　　FAX：0259-63-3300
電子メール：s-kankyo@city.sado.niigata.jp

２　アドバイザー

担当部局の行う事務に対する助言を行うものとして、次のアドバイザーを置く。

株式会社　環境フレックス

第４　事業名称

佐渡クリーンセンター等長期包括運営管理委託事業

第５　事業場所

１　佐渡クリーンセンター

立地場所	佐渡市中原 103 番地
稼動開始	平成 9 年 8 月
施設概要	敷地面積: 16,563m^2 建築面積:　3,243m^2 延床面積:　5,775m^2
ごみ焼却施設	焼却能力: 120ｔ/日(60ｔ/日×2 炉) 形　　式: ストーカ炉
粗大ごみ処理施設	処理方式: 破砕・圧縮・選別 処理能力: 25ｔ/5ｈ
廃プラスチック処理設備	処理方式: 圧縮・梱包・搬送 処理能力: 2.0～2.5ｔ/ｈ
木材等破砕設備	処理方式: 破砕・搬送 処理能力: 4.6ｔ/5ｈ
関連施設	管理棟 洗車場・倉庫 雨水調整池 旧残灰埋立地(佐渡クリーンセンター隣) 旧不燃物埋立地(佐渡市窪田地内)

２　両津クリーンセンター

立地場所	佐渡市吾潟 1891 番地
稼動開始	平成 11 年 4 月
施設概要	敷地面積: 11,400m^2 建築面積:　2,344m^2 延床面積:　5,431m^2
ごみ焼却施設 〔平成 27 年 4 月 1 日より休止〕	焼却能力: 40ｔ/日(20ｔ/16ｈ×2 炉) 形　　式: 流動床炉
粗大ごみ処理施設 〔平成 27 年 4 月 1 日より休止〕	処理方式: 破砕・圧縮・選別 処理能力: 10ｔ/5ｈ
関連施設	資源化物貯蔵倉庫 洗車場 雨水調整池

3　南佐渡クリーンセンター

立地場所	佐渡市小木木野浦 163 番地 2
稼動開始	平成 12 年 4 月
施設概要	敷地面積:　4,372m^2 建築面積:　1,305m^2 延床面積:　2,343m^2
ごみ焼却施設 〔平成 21 年 3 月 31 日廃止〕	焼却能力: 15ｔ/日(15ｔ/8ｈ×1 炉) 形　　式：流動床炉
灰溶融施設 〔平成 21 年 3 月 31 日廃止〕	処理能力: 1ｔ/日(1ｔ/8ｈ×1 炉) 形　　式：酸素ﾊﾞｰﾅ式反転ｷﾙﾝ
粗大ごみ処理施設 〔平成 21 年 3 月 31 日廃止〕	処理方式: 破砕・圧縮・選別 処理能力: 5ｔ/5ｈ
関連施設	カレット置場 洗車場・車庫

※　１、２、３の施設を合わせて、以下「本件施設」という。

第６　事業概要

1　市が受託者に委託する業務

（１）市及び収集委託業者が搬入する一般廃棄物の処理・処分

（２）日常生活及び事業活動に伴う一般廃棄物のうち、本件施設へ直接搬入される一般廃棄物（以下「直接搬入ごみ」という。）の処理・処分

（３）許可業者が搬入する一般廃棄物の処理・処分

（４）災害時に搬入される一般廃棄物の処理・処分

（５）上記（１）から（４）までの処理・処分を行うために必要な本件施設の運転のほか、本件施設におけるこれまでの運営状況を鑑み、土木、建築の主要構造物及び設備機器、その他関連する付帯設備について施設の基本性能を維持するための修理及び更新（以下「大規模修繕」という。）及び定期補修工事並びにユーティリティの確保、日常点検、定期点検、部品等の調達を含めた一切の業務（以下「運営管理業務」という。）

2　運営管理業務の実施

（１）市は、受託者が運営管理業務を実施する期間（以下「運営期間」という。）にわたって本件施設を所有し、受託者は運営管理業務を実施するものとする。

（２）受託者は、本件施設の運営管理業務に必要な調達を自ら行うものとする。また、佐渡クリーンセンターの設計及びプラント設備工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品及び製品の特殊部品（以下「特定部品」という。）の調達に関しても、自ら調達を行うものとする。

（３）受託者が特定部品並びにその定期点検及び補修工事について、自ら調達を行

うことが困難な場合、受託者が自らの責任において施工企業以外から調達することも可能とするが、その場合、調達に関わる一切の責任を受託者が負うものとする。

（４）受託者は、市より円滑に業務を引継ぐために必要な準備を行う期間（以下「準備引継期間」という。）にて市職員等から引継ぐものとする。

（５）市は、受託者と協議の上、受託者が本件施設に係る募集要項等の記載内容と本件施設の現況の間に著しい乖離を発見した場合にこれら乖離に基づく費用負担等を市に請求できる合理的な期間（以下「乖離請求期間」という。）を設定する。

（６）受託者は、本事業契約締結から運営期間終了までの期間（以下「事業期間」という。）終了まで契約に基づき適切に業務を遂行するものとする。

第７　事業期間等

準備引継期間、乖離請求期間、運営期間及び事業期間は、次のとおりとする。

項　　目	期　　間
準備引継期間	平成 27 年 1 月 5 日～平成 27 年 3 月 31 日
乖離請求期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日
運営期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 37 年 3 月 31 日
事業期間	契約締結日～平成 37 年 3 月 31 日

第８　民間事業者の選定

１　契約締結までの流れ

本事業の公表から契約締結に至るまでの流れは、次のとおりとする。

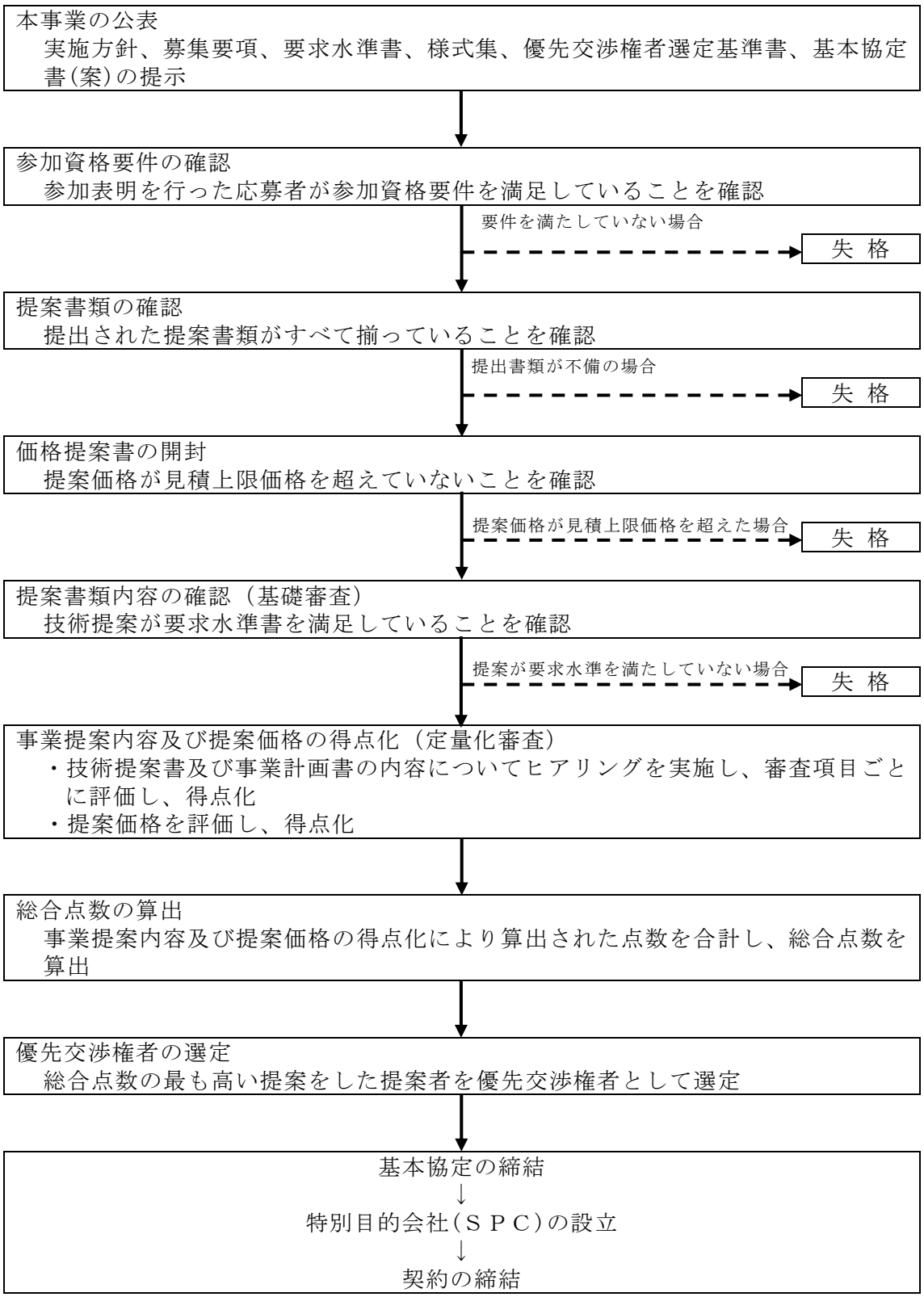

2　契約締結までのスケジュール

本事業の公表から契約締結に至るまでのスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

内　　容	日　　程
実施方針の公表	平成 26 年 3 月 3 日
実施方針に関する質疑の受付	平成 26 年 3 月 3 日～3 月 17 日
実施方針に関する質疑への回答	平成 26 年 3 月 24 日
募集要項の公表	平成 26 年 3 月 3 日
募集要項に関する質疑の受付	平成 26 年 3 月 3 日～3 月 17 日
募集要項に関する質疑への回答	平成 26 年 3 月 24 日
資格審査申請書類の受付	平成 26 年 3 月 25 日～4 月 30 日
資格審査結果の通知	申請書類受付後 1 週間以内
提案書類の提出	平成 26 年 6 月 10 日
基礎審査の実施	平成 26 年 6 月
定量化審査の実施	平成 26 年 7 月
優先交渉権者の決定	平成 26 年 8 月
基本協定の締結	平成 26 年 9 月
契約の締結	平成 26 年 12 月
準備引継期間	平成 27 年 1 月 5 日～3 月 31 日
運営管理業務の開始	平成 27 年 4 月 1 日
契約終了	平成 37 年 3 月 31 日

なお、上記スケジュールは、公募型プロポーザルに参加する企業若しくは構成企業（以下「応募者」という。）の応募状況、審査委員会における審査の進捗状況等により変更する可能性がある。

応募者は、本スケジュールに従い、技術提案書、事業計画書、その他様式及び価格提案書、その他市が求める書類を提出するものとする。

3　審査委員会の設置

市は、公平性、客観性、透明性を確保することを目的とし、かつ専門的知見に基づいて応募者の審査を実施するために、審査委員会を設置する予定である。

第９　募集要項

１　募集要項の構成

募集要項は次に示す書類により構成される。実施方針を含めたこれらの書類は応募書類を作成するに当たっての条件であり、契約締結時に契約関係当事者を拘束する条件となる。

（１）募集要項
（２）要求水準書
（３）様式集
（４）優先交渉権者選定基準書
（５）基本協定書(案)

２　募集要項の公表

募集要項は、平成 26 年 3 月 3 日（月）に市のホームページ上で公表する。

３　募集要項に関する質疑回答

（１）質疑受付期間

平成 26 年 3 月 3 日（月）から平成 26 年 3 月 17 日（月）まで

（２）質疑提出方法

質問内容を簡潔にまとめ、「募集要項等に関する質問書【第 2 号様式】に記入の上、電子メールでファイル添付により担当部局宛に提出すること。

（３）質問に対する回答

質問に対する回答は、次の要領で行うものとする。なお、本事業に直接関係する質問に対してのみ回答を行うものとし、すべての質問に回答するとは限らない。

ア　回答方法

質問に対する回答は、下記期限までに市のホームページにおいて公表する。なお、電話等口頭による質問は一切受け付けない。

イ　回答期限

平成 26 年 3 月 24 日（月）（予定）までに行う。

第 10　参加資格要件等

1　応募者の備えるべき要件

応募者は、次に示す要件を全て満たすものとする。

（1）応募者は、運営事業者に出資する企業（以下「構成員」という。）及び運営事業者に出資しない企業（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して、以下「構成企業」という。）で構成されるものとする。なお、構成企業は、構成員のみとすることも可能とする。

（2）応募者の構成企業には、佐渡市内に本社を有する企業を少なくとも 1 者以上含むものとする。

（3）応募者の構成企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担う必要がある。そのため、参加表明書提出時に応募者の各構成企業が本事業の遂行上果たす役割を明らかにすること。

（4）参加表明書の提出以降、応募者の構成企業の変更は原則として認めない。

（5）応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。

2　構成企業の制限

次に該当する者は、構成企業となることはできないものとする。

（1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

（2）「佐渡市建設工事請負業者指名停止措置要領」（平成 16 年 3 月 1 日訓令第 66 号）に基づく指名停止措置を受けている者

（3）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金刑以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

（4）手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

（5）会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づき会社の整理の申立てがなされている者又は会社の整理の開始を命じられている者

（6）清算中の株式会社である者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされた者

（7）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者（更正計画認可の決定がなされた場合を除く。）

（8）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）

（9）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

(10) 国税又は地方税を滞納している者

(11) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）の適用となる団体である者

(12) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第

77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体である者

(13) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者

3　応募資格要件

本事業を行う者は、構成員全体で次に示す要件を全て満たしているものとする。なお、これらの要件の中でいう業務実績は、一般廃棄物のごみ処理施設におけるものに限るものとする。

（１）佐渡市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（２）次に示す全ての運営業務実績を元請として１件以上有していること。

・一般廃棄物を対象とした全連続式焼却施設（ストーカ式焼却炉：60ｔ/炉以上、かつ、2 炉以上。）の運営業務の実績

・一般廃棄物を対象とした粗大ごみ処理施設（25ｔ/日（5 時間）以上。）の運営業務の実績

（３）廃棄物処理施設技術管理者として次に示すいずれかの資格を有するものを事業開始後専任配置できること。

・技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門。）

・ごみ処理施設技術管理者（～平成 12 年度）

・ごみ処理施設技術管理士及び破砕・リサイクル施設技術管理士（平成 13 年度～）

4　参加資格の喪失等

参加資格確認基準日は参加確認申請書類受付期間の最終日とし、次に示す要件に該当するものは参加資格を喪失するものとする。

（１）応募者を構成する企業が、応募書類の提出までの間に前述２に掲げる条件に該当することとなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すことができるものとする。ただし、「前述２に掲げる条件に該当することとなった企業以外の当該応募者の残存企業（以下「残存企業」という。）が、前述２に掲げる条件に該当することとなった企業に代わる新たな企業を補充した上で新たに応募者を構成し、かつ、応募書類の提出日までに参加資格の確認申請手続を完了し、参加資格を得られた場合」、及び「新たな企業を補充しなくても参加資格を満たしていることを市が確認できた場合」に限り、選定手続を継続することができるものとする。

（２）応募者を構成する企業が、応募書類の提出から契約締結までの間に前述２に掲げる条件に該当することとなった場合は、当該応募者の参加資格を取り消すことができるものとする。ただし、残存企業が設立する予定の特別目的会社の事業能力を勘案し、新たな企業を補充しなくても契約締結後の事業運営に支障をきたさないと市が認めた場合に限り、当該応募者との契約手続を続行することができるものとする。

第 11　参加資格確認

市は、応募者の参加資格の確認を行うために資格審査を実施する。応募者は次に従って参加資格確認の申請を行い、審査を受けるものとする。

1　資格審査申請書類の構成

資格審査を行うための書類（以下「資格審査申請書類」という。）は次のとおりとする。資格審査申請書類を、本店の代表者以外で提出する場合には、委任状（本店代表者から代理人に公募手続等を委任するもの。）を提出すること。なお、（9）～(11)については、資格審査後に行われる参考資料の提供、配布及び本件施設の視察を希望する場合に提出すること。

（1）参加表明書【第 3 号様式】
（2）参加企業の構成【第 4 号様式】
（3）委任状（参加表明時）【第 5 号様式】
（4）参加資格要件確認申請書【第 6 号様式の 1】
（5）参加資格要件【第 6 号様式の 2】
（6）添付書類（会社概要・法人登記簿謄本・印鑑証明書・佐渡市税の納税証明書・法人税又は所得税の納税証明書・消費税及び地方消費税の納税証明書）【第 6 号様式の 3】
（7）添付書類（使用印鑑届（必要に応じて。））
（8）暴力団等の排除に関する誓約書【第 6 号様式の 4】
（9）本件施設の視察申込書【第 7 号様式】
(10) 守秘義務に関する誓約書【第 8 号様式】
(11) 参考資料の閲覧申込書【第 9 号様式】

2　資格審査申請書類の提出

資格審査申請書類は、正本 1 部を次のとおり持参すること。

（1）受付期間：平成 26 年 3 月 25 日（火）～4 月 30 日（水）
（ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。）
（2）受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで
（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）
（3）受付場所：佐渡市役所　環境対策課

3　資格審査結果

資格審査結果は、資格審査申請書類受付後 1 週間以内に「資格審査結果通知書」を代表企業に通知する。

第 12　情報提供

1　本件施設の視察

参加資格要件を満足した応募者（以下「提案者」という。）は、市が必要かつ合理的と認める方法により、本件施設を視察することができるものとする。本件施設の視察を希望する提案者は、「本件施設の視察申込書」【第 7 号様式】を電子メールでファイル添付により担当部局宛に提出すること。

（1）視察日時

平成 26 年 4 月 7 日（月）～5 月 16 日（金）

（ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。）

午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

（2）視察人員

本件施設の視察に参加できる人数は、5 名までとする。視察に当たっては、提案者の所属企業が確認できる身分証明書等を参加者各自が持参すること。

（3）視察に当たっての注意事項

ア　視察に合わせて参考資料の閲覧が必要な場合は、日程を同日もしくは連続する 2 日間にて実施するように計画すること。

イ　申込状況によっては、日程調整を行うことがある。

2　参考資料の提供及び閲覧

提案者は、「守秘義務に関する誓約書」【第 8 号様式】を提出することを前提として、本件施設に関する資料のうち、市が必要と判断する資料の提供を受けること、及び閲覧を行うことができるものとする。

（1）参考資料の提供及び閲覧

次に示す参考資料の提供を提案者に行う。

なお、閲覧を希望するものは、「参考資料の閲覧申込書」【第 9 号様式】を電子メールでファイル添付により担当部局宛に提出するとともに、「守秘義務に関する誓約書」【第 8 号様式】を閲覧当日持参し提出すること。

ア　提供資料

・フローシート

・機器配置図

・確定仕様書

・事業費履歴

イ　全　　般（閲覧）

・施設概要

・用役履歴
・補修、点検履歴等

ウ　竣工関連図書（閲覧）
・竣 工 図
・取扱説明書
・単体機器取扱説明書
・予備性能・引渡性能試験報告書
・単体機器試験成績書
・机上教育資料

エ　運転管理業務関連図書（閲覧）
・運転データ（ＤＣＳ出力帳票）
・予備品、付属品リスト

（２）閲覧期間

平成 26 年 4 月 7 日（月）～5 月 16 日（金）
（ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。）
午前 9 時から午後 4 時まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

（３）閲覧場所

佐渡クリーンセンター

（４）閲覧人員

参考資料の閲覧に参加できる人数は、5 名までとする。閲覧に当たっては、提案者の所属企業が確認できる身分証明書等を参加者各自が持参すること。

（５）閲覧に当たっての注意事項

ア　閲覧は、午前又は午後に行うこととする。
イ　申込状況によっては、日程調整を行うことがある。
ウ　閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。
エ　閲覧に当たっては、資料のコピーを禁止する。

第 13　提案書類の提出

1　提案書類の構成

提案者は、提案審査を行うための書類（以下「提案書類」という。）を提出すること。提出を求める提案書類の構成は次に示すとおりとする。

（１）提案書類提出書【第 10 号様式】
（２）委任状（提案書類提出時)【第 11 号様式】
（３）価格提案書【第 12 号様式】
（４）技術提案書・事業計画書【第 13～20 号様式】
（５）提案書参考資料【第 21 号様式】
（６）事業提案審査書
（技術提案書、事業計画書及び提案書参考資料を合冊したもの。）

2　提案書類の提出

受付日、受付時間、受付場所及び提出部数については次のとおりとし、受付日に持参にて提出すること。

（１）受付日　　：平成 26 年 6 月 10 日（火）
（２）受付時間　：午前 9 時から午後 3 時まで
（３）受付場所　：佐渡市役所　環境対策課
（４）提出部数　：提案書類提出書　　1 部
価格提案書　　1 部（封筒に入れ、封かんし、事業名称、宛先、提案者名を記入すること。）
技術提案書・事業計画書　1 部、CD-R　2 部
提案書参考資料　　1 部、CD-R　2 部
事業提案審査書　　12 部

3　提案書類の作成要領

提案書類は様式集を使用し､用紙のサイズは特に指定がある場合を除き JIS｢A4 判」縦書き横書き左綴じとすること。また、提案書類の本文の文字サイズは 10.5 ポイント以上とすること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

CD-R への格納の条件は次のとおりとする。

・CD-R　：　Windows フォーマット
・OS　　：　Microsoft 社製の Windows XP 以降のバージョン
・使用アプリケーション　：　Microsoft 社製の Word2000、Excel2000 以降のバージョンで判読可能なもの
・使用する形式　：ライブファイルシステム

4　提案の辞退

提案者は、提案を辞退したい場合には、できるだけ早い段階で「プロポーザル参加辞退届」【第 22 号様式】を担当部局に提出すること。

5　提案の無効

次に示すいずれかに該当する場合、提出された提案書類は無効とする。

（１）公募型プロポーザルに参加する資格がない者が提案した場合
（２）委任状を持参しない代理人が提案した場合
（３）資格確認申請書類その他一切の書類に虚偽の記載がある場合
（４）提案書類その他一切の書類に虚偽の記載がある場合
（５）記載事項が不明なもの又は提案書類に記名押印のない場合
（６）提案書類が不足している場合
（７）他人の代理を兼ね、2 通以上の価格提案をした価格提案書を提出した場合
（８）価格提案書の金額を改ざんし、又は訂正したものを提出した場合
（９）その他実施方針及び募集要項等において示した条件に違反した場合
(10) 提案書類が受付日に提出されない場合
(11) 提案価格が見積上限価格を超えている場合
(12) 事業計画書に示す内訳と価格提案書に示す価格が異なる場合

6　提案に当たっての留意事項

提案に当たっては、提案者は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号)」及び「刑法（明治 40 年法律第 45 号)」に抵触する行為を禁止する。また、公正に募集手続を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、市は当該提案者を募集手続に参加させず又は募集手続の執行を延期若しくは取りやめることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。

また、その他、市が必要と認めたときは、募集手続を延期、中止、又は取り消すことがある。

7　そ の 他

提出された提案書類の返却は行わない。

第 14　事業条件

本事業の実施に係る条件は次のとおりとする。提案者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成すること。

1　事業計画の提案に関する条件

（1）要求水準書の遵守

提案者は、提案書類を作成するに当たっては要求水準書を遵守するとともに、実施方針及び募集要項等に明記されていない事項であっても、本事業の目的達成のために必要と考える事項を含んだ提案書類を作成すること。

（2）信用補完手段

提案者は、事業実施に際し必要となる資金等を金融機関等より調達することを想定する場合は、金融機関等より当該の資金調達に係る融資確約書などにより、資金調達が確実に行われるよう配慮し提案書類を作成すること。

（3）市が支払う委託料

ア　委託料の考え方

市は、受託者に対し事業の対価として委託料を運営期間にわたり契約書に基づき支払うものとする。委託料は固定費（固定費ⅰ＋固定費ⅱ＋固定費ⅲ）に係る費用と変動費に係る費用で構成される。

委託料＝固定費(固定費ⅰ＋固定費ⅱ＋固定費ⅲ)＋変動費

イ　提案に当たっての留意事項

提案者は、本事業における各年度の固定費ⅰ、固定費ⅱ、固定費ⅲの額と、変動費の額及び変動費単価（実搬入量と変動費単価の積が変動費の額となる。）を提案すること。なお、両津クリーンセンター及び南佐渡クリーンセンターに係る経費は、固定費で計上し提案すること。

種　類		概　要	項　　目
固定費	固定費ⅰ	人件費、事務費、負担金、保険料などの運営に関わる諸費用	・人件費（常勤・非常勤） ・事務費（旅費・消耗品・印刷・被服、役務・使用料・運搬費等） ・負担金等 ・保険等
	固定費ⅱ	運転管理費	・測定・分析（排ガスばい煙濃度・ダイオキシン類等） ・建築設備保守 ・清掃、環境整備、除雪等

	固定費ⅲ	補修費	・定期整備、施設修繕、更新、整備部品、材料等
変動費	変動費	ごみ実搬入量によって処理に変更が生じる用役費	・電気、燃料、水道、薬品等

委託料を積算するごみ予定搬入量は、要求水準書に示す。

変動費の定義式は次のとおりとする。

変動費 ＝ 提案単価(円/ｔ) × 実搬入量(ｔ)

（４）リスク管理の方針

ア　基本的考え方

本事業における運転・維持管理の責任は、原則として受託者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受託者と協議の上、市は応分の責任を分担する。

イ　リスク分担

想定されるリスク及び市と受託者との責任分担は、原則として表１に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、契約で定めるものとする。

【表１　リスク分担表】

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			市	受託者
共通	計画変更	実施方針及び募集要項等の変更及び不備・誤りに関するもの	○	
		受託者の判断違いによるもの		○
	資金調達	受託者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの		○
	契約締結	市の責めに帰すべき事由により、受託者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		受託者の責めに帰すべき事由により、市と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合		○
	政策変更	市に関する政策の変更 （本事業に直接的影響を及ぼすもの。）	○	
	法令等変更 （税制変更を含む。）	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		上記以外の法令等の新設・変更		○
	許認可申請	市が取得すべき許認可の遅延によるもの	○	
		受託者が取得すべき許認可の遅延によるもの		○
	第三者賠償	受託者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟	○	
	事業の中止・延期	市の指示によるもの 注1	○	△
		受託者の事業放棄、破綻によるもの		○
	債務不履行	市による債務不履行	○	
		受託者による債務不履行		○
	物価変動	事業開始後の物価変動 注2	○	△
	金利変動	金利の変動		○
	不可抗力	天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの 注3	○	△
計画	応募コスト	提案書作成等の費用負担		○
運営管理	住民対応	受託者が行う調査、運営に関わる住民反対運動、訴訟		○
	周辺環境の保全	受託者の業務に起因して環境に影響を及ぼしたもの		○
	支払い遅延・不能	市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	ごみ量変動	計画した廃棄物の量が確保できない 注4	○	△
	ごみ質変動	計画した廃棄物の質が確保できない 注5	○	△

【表１　リスク分担表】

段階	リスクの種類	リスクの内容	分担者	
			市	受託者
運営管理	搬入管理	本件施設へのごみ搬入管理において、受託者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合		○
		上記以外による損害の場合	○	
	運営費の上昇	市の指示等に伴う運営費の上昇	○	
		上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運営費の上昇(物価変動によるものは除く。)		○
	施設損傷	市及び第三者に起因する事故及び火災等災害による本件施設の損傷(受託者の管理不備の場合を除く。)	○	
		受託者に起因する事故及び火災等災害による本件施設の損傷		○
	運転管理	本件施設の運転管理において、受託者が適正な運転管理を怠ったことにより、市及び第三者へ損害を与えた場合の損害賠償		○
	要求水準の未達	要求水準の未達(施工不良を含む。)		○
	改良保全リスク	施設の改良保全に起因するもの 注６	△	○
終了時	施設の健全性	本事業終了時における本件施設の性能確保に関するもの		○
	終了手続き	終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の精算手続きに伴う評価損益等		○

※　○：主分担、△：従分担

表中の「注」については次に示すとおりとする。

注１：市の指示等による事業の中止・延期において、履行済み未払い分等の受託者に生じる損害について市が負担する。

注２：事業開始後の物価変動については、一定程度までの変動は受託者の負担とし、それ以上は市が負担する。

注３：不可抗力における一事業年度の費用負担は、一定程度までは受託者が負担し、それ以上は市が負担する。

注４：ごみ量の変動については、固定費及び変動費の２料金制を採用することにより対応する。計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、市及び受託者の協議によるものとする。

注５：ごみ質の変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による委託料等の見直しは行わないものとする。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、市及び受託者の協議によるものとする。

注６：受託者によりなされる改良保全提案により改良された設備・装置に対する責任は受託者となる。なお、改良保全提案の採用の可否については市が行い、その場合の費用、委託料等への反映方法等については、市及び受託者の協議によるものとする。

（４）保　険

受託者は損害賠償請求に対応できるように第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

（５）地域経済への配慮

ア　雇用については、現状の運転管理体制を勘案して、地元採用を最優先とするものとする。

イ　関係法令等に基づく雇用基準等を遵守するものとする。

ウ　調査・分析や補修・修繕工事などで下請業者を使用する場合は、地域経済や地元企業の育成・貢献に配慮した発注を行うものとする。

２　事業の継続が困難となった場合の措置

（１）受託者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア　受託者の提供する業務が、契約で定める受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行となった場合又はその懸念が生じた場合、市は、受託者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。受託者が当該期間内に改善することができなかったときは、市は、契約を解除することができるものとする。

イ　受託者が倒産、又は受託者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は契約を解除することができるものとする。

ウ　イの規定により市が契約を解除した場合、受託者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

（２）市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア　市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、受託者は契約を解除することできるものとする。

イ　アの規定により受託者が契約を解除した場合、市は、受託者に生じた損害を賠償するものとする。

（３）不可抗力その他市又は受託者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

市及び受託者は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び受託者は、契約を解除することができるものとする。

（４）その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、契約に定めるものとする。

３　市による本事業のモニタリング

市は、受託者が行う運営管理業務の状況について必要なモニタリングを行うものとする。

なお、モニタリングの実施方法は次のとおりとする。

（１）報告書等による履行内容の確認

ア　市と受託者の間で取り決められた業務報告書などの報告書が契約に定められた期限等で提出されているかを確認する。

イ　報告書の内容が要求水準を満たしたものとなっているかを確認する。

ウ　財務状況の把握

監査報告書、損益計算書などから、当初の計画値から大きく乖離している数値はないか、ある場合は、その理由は何かを中心に確認する。

（２）事実の確認

報告書の内容自体が事実行為として行われているかについて確認する。

確認の方法については、佐渡クリーンセンターに備えられた測定機器により得られる各種データによるものとするが、市は、必要に応じて、自らの負担において本件施設に係る計測及び分析を行って確認できるものとする。

（３）業務の改善勧告

市は、受託者が事業契約書及び要求水準書に定める要求水準を充足していないことが判明した場合、受託者に対し改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

また、市の改善勧告にもかかわらず、受託者が改善策を提出せず、又は改善策を実施しない場合、委託料の減額ができるほか、契約を解除することができるものとする。

第 15　受託者選定手続き

1　提案審査

市は優先交渉権者の審査・選定を行うため、提案書類について、技術提案書が技術的観点に照らして市の要求する水準を満足する内容であること、事業計画書が事業期間にわたって本事業を継続的に履行し得る内容であること等の確認を行うものとする。これらの確認を行った上で、客観的な視点から最も優れた提案を行った提案者を選定する。具体的な審査基準については、「優先交渉権者選定基準書」を参照すること。

2　価格審査

市は見積上限価格を以下のとおりに設定する。

見積上限価格：5,578,400,000円（税抜）

なお、価格提案書に記載された金額が見積上限価格を超えている場合は失格とする。

3　ヒアリングの実施

提案書類の審査に当たって、提案者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。ヒアリングの日時等詳細については、後日、提案者に通知するものとする。

4　優先交渉権者の決定及び公表

市は、審査結果を踏まえ、最も優れた提案を行った提案者を優先交渉権者として決定し、その結果を公表する。

5　基本協定の締結及び契約の協議

市は、選定された優先交渉権者と基本協定を締結し、契約内容の詳細について協議する。

6　契約の締結等

市は、市議会の債務負担行為の議決を経た後、優先交渉権者と契約交渉を経て、契約を締結するものとする。ただし、債務負担行為が否決された場合、契約の締結は行わない。この場合、市は、優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用を負担しない。

第 16　契約保証金

佐渡市財務規則の規定により、契約保証金を免除する。

第17　そ の 他

1　実施方針及び募集要項等の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、実施方針、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2　費用負担

本事業の提案に要する費用については、提案者の負担とする。

3　提出書類の取扱い

（1）著 作 権

提案に係る提出資料の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとするが、公表等の必要がある場合、市は提案者及びその著作権を保有する者に許可を得て公表できるものとする。

（2）提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替えもしくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めない。

（3）追加提出書類

市は、必要と認めた場合、提案者に対して提出書類を追加的に求めることができるものとする。

4　市が提示する閲覧及び配布資料の取扱い

市が提示する閲覧及び配布資料は、提案に係る検討以外の目的で使用を禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用したり、又は内容を提示することを禁止する。

5　使用する言語、計量単位、通貨及び時刻

本事業に際して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本国標準時とする。

6　通　知

実施方針及び募集要項等に定めるもののほか、応募及び提案に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者及び提案者に通知する。